（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第八十九条第七項」の下に「、第九十条の三の四第一項」を加え、「第九十条の十三第一項」を「第九十条の十五第一項」に改める。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十四年三月三十一日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第五条第三項並びに第六条第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次
第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第四条―第九条）
第三章　国外財産に係る調書の提出等（第十条―第十二条）
第四章　雑則（第十三条）
附則

第一章　総則

第一条中「又は「本人口座」を「、「本人口座」又は「国外財産」に、「又は本人口座」を「、本人口座又は国外財産」に改める。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

第十条中「第五条第二項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の提出に関し必要な事項）

第十条　法第五条第一項の国外財産の所在については、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十条第一項及び第二項の規定の定めるところによる。

2　前項の規定による国外財産の所在の判定は、法第五条第一項に規定するその年の十二月三十一日（次項及び第四項において「その年の十二月三十一日」という。）における現況による。

3　法第五条第一項の国外財産の価額は、当該国外財産のその年の十二月三十一日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額による。

4　前項の規定による国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日における外国為替の売買相場により行うものとする。

5　相続又は包括遺贈により取得した国外財産について国外財産調書（法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。以下同じ。）を提出する場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した国外財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない国外財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百四条の二を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って当該国外財産を取得したものとしてその価額を計算するものとする。

6　前各項に定めるもののほか、国外財産の所在及び国外財産調書の提出に係る手続に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等）

第十一条　法第六条第一項に規定する国外財産に関して生ずる所得で政令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一　国外財産から生ずる所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十三条第一項に規定する利子所得

二　国外財産から生ずる所得税法第二十四条第一項に規定する配当所得

三　国外財産の貸付けによる所得

四　国外財産の譲渡による所得

五　前各号に掲げるもののほか、国外財産に基因して生ずる所得で財務省令で定めるもの

2　法第六条第一項に規定する国外財産に係るもの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十五条又は第六十六条の規定による過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち次の各号に掲げる場合（次項の規定の適用がある場合を除く。）の区分に応じ当該各号に定める税額の合計額とする。

一　法第六条第一項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実（以下この条において「税額の計算の基礎となるべき事実」という。）で同項に規定する国外財産に係るもの以外の事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。）がある場合　当該国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等（法第六条第一項に規定する修正申告等をいう。次項及び次条において同じ。）があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二　税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装された事実がある場合　国税通則法第六十八条第一項又は第二項の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合における当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額

3　法第六条第一項の規定の適用があり、かつ、同条第二項の規定の適用がある場合には、まず、同項の規定の適用がある国外財産に係る事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。）のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額（税額の計算の基礎となるべき事実で法第六条第一項及び第二項の規定の適用がある国外財産に係るもの以外の事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実に係るものに限る。）があるときは、当該国外財産に係る事実及び当該国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額から当該国外財産に係るもの以外の事実に